

綱島小学校いじめ防止基本方針

令和6年3月25日改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり | 【学校経営の視点】 |
| (2) 自尊感情を育む教育活動の推進 | 【授業充実の視点】 |
| (3) 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動 | 【新たな方法導入の視点】 |
| (4) いじめの早期発見のために手段を講じる | 【早期発見早期対応の視点】 |
| (5) 重大事態時に関する対応の教職員の共通理解 | 【危機管理の視点】 |

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの未然防止を目的とした日常時の推進や、いじめ事案に関する対応及び定期点検についての推進は「学校いじめ防止対策委員会」がこれを担う。「学校いじめ防止対策委員会」は次の3種で組織され、構成は下記の通りとし、児童支援専任が推進役を担う。

① 委員会の種類及び構成員

- (A) 各種委員会 児童指導委員会（いじめ未然防止）構成員

○児童支援専任 ・人権・児童指導委員会の職員

- (B) 臨時委員会（いじめ対応）構成員

・校長 ・副校長 ○児童支援専任 ・当該学年主任、職員
・必要に応じて、養護教諭・特別支援教育 Co.・心理や福祉等の専門家(SC や SSW 等)の参加を求める。

- (C) 常設委員会（いじめ定期点検）構成員

・校長 ・副校長 ○児童支援専任 ・各学年主任 ・主幹教諭
・必要に応じて、養護教諭・特別支援教育 Co.・心理や福祉等の専門家(SC や SSW 等)の参加を求める。

② 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」の開催は以下の通りとする。

- (A) 人権・児童指導委員会（いじめ未然防止）

毎月の各種委員会内で、いじめの未然防止につながる取組について協議し、実践していく。

- (B) 臨時委員会（いじめ対応）

いじめの疑いがあった段階で、臨時委員会を即時開催し、対応方針や支援方法を検討する。

- (C) 常設委員会（いじめ定期点検）

月一回の教務会に合わせて、常設委員会を定期開催し、いじめの継続的な定期点検、いじめの解消及び指導方針の検討・修正について協議を行う。

③ 委員会の活動内容

(1) 未然防止

- ・いじめの未然防止のために、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり(A)
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知(A)

(2) 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口(B)
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有(B)
- ・いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する聴き取り調査(必要に応じてアンケート調査)等により、事案関係の把握といじめであるか否かの判断(B)
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施(B)(C)

(3) 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正(A)(C)
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施(A)(C)
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクルの実行を含む)(A)(C)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

(1) 本校の教育活動の重点である「感謝の気持ちを持ち、自他を思いやり認め合う子」を育む指導の充実

- ・朝会の校長講話を活用し、人権意識の向上や相手を思いやる心情の育成につなげる
- ・ペア学年や異学年との交流を通して、あこがれや感謝の気持ちを育む活動を行う

(2) いじめについての児童・教職員の共通理解及び組織対応の徹底化

- ・年間を通して、朝会における校長・専任の話にいじめに関する内容を含める。
- ・各学級担任による学級指導の中でいじめ防止に関する指導を行う。
〈指導内容例〉 「被害者、加害者」の他に「観衆、傍観者」の存在
「観衆、傍観者」にならずに見た者が直ちに担任に報告
- ・月に一度の人権・児童指導委員会を活用して、児童指導上の問題を全職員で共有し、今後の指導に生かす。

(3) 分かる授業づくり

- ・全ての児童が授業に参加し、授業場面で活躍できるための授業改善を推進する。
- ・重点研授業研究会等、授業を伴う研究会では、教科等の観点に沿いながら、分かる授業のあり方を研究し、互いに認め合う子の育成を目指す。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む特別活動の充実

- ・学年段階の連続性、発展性をふまえた児童の主体的な取組への支援
〈活動例〉 横浜子ども会議に向けた学級会や中学校ブロックでのいじめ防止の話合い
運営委員会による「あいさつ運動」を通じた友達との交流
その他、係活動や委員会活動の充実

(5) 基本的生活習慣の向上

- ・綱島スタンダードを生かして、学年段階の連続性、発展性をふまえた、基本的生活習慣を身に付ける指導を充実する。
〈活動例〉 授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の定着
日々の帰りの会でのいい人見つけやフワフワ言葉集め

- (6) 「Y-P アセスメント」及び「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を推進
- ・年2回のY-P アセスメントおよび支援検討会を実施し、学級や児童の実態に見合った指導方針を確認する
 - ・各学級風土に沿った、子どもの社会的スキル横浜プログラムを実施し、円滑に他者とコミュニケーションをとる能力の向上を図る

② いじめの早期発見

- (1) 教職員への児童指導・児童理解研修
- ・いじめを見逃さない見守り体制づくり、情報共有の推進研修
 - ・いじめの定義理解を含むいじめ対応研修
- (2) 年2回のいじめ解決アンケートの実施
- ・いじめ解決アンケートからわかったことを踏まえて教育相談に生かす
 - ・保護者懇談で話題化
- (3) 年2回の教育相談の充実
- ・全校で一斉に「教育相談週間」を設け、担任と学級児童全員とで一对一の個別相談児童の気持ちに寄り添って悩みを聞き、児童の人間関係の実態をつかむ機会とする。
 - ・養護教諭、児童支援専任教諭の関わり重視（保健室、保健相談室、教育相談室の利用）
- (4) 外部講師を活用した情報モラル教育の推進（インターネットを通じたいじめへの対処を含む）
- (5) 保護者、地域、関係機関との連携

③ いじめに対する措置

- (1) 組織的な対応の徹底
- ・いじめの疑いがあった段階で、教職員は個人で抱え込まず、学校いじめ防止対策委員会(B臨時委員会)で情報を共有し、対応方針を決定、記録する。
- (2) 臨時委員会(B)での協議に基づく被害児童及び保護者への支援
- ア 事実関係を被害児童から聴取する。また、保護者に事実関係を説明する。
 - イ 被害児童、保護者に対し「学校いじめ防止対策委員会」を周知する。
 - ウ 必要に応じ、警察署等関係機関、専門機関と連携を行う。
- (3) 臨時委員会(B)での協議に基づく加害児童及び保護者への指導、支援
- ア 事実関係を加害児童から聴取する。
 - イ 保護者に連絡し、協力を要請する。
 - ウ いじめに関わった（観衆・傍観者を含む）集団への働きかけを行う。
 - エ 必要に応じ、警察署等関係機関、専門機関と連携を行う。
- (4) ネット上のいじめの対応
- ・直ちに削除を要請する。必要に応じ、法務局の協力や所轄警察署に通報、援助を要請する。
 - ・未然防止のため、正しいネットモラルやマナーの啓発資料の配布、相談受付窓口の周知を行う。

④ いじめの解消

- ・(B 臨時委員会)で認知したいじめの定期的な点検を行い、いじめが解消している状態(※)かどうかの協議を行う(C 常設委員会)

【※いじめの解消の要件】 少なくとも2つの要件が満たされている必要がある

- ② いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員等への研修

- ・ いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する教職員研修を行う
いじめを見逃さない見守り体制づくり、情報共有の推進研修
いじめの定義理解を含むいじめ対応研修
- ・ 道徳教育、人権教育の校内研修

⑥ 学校運営協議会を活用した評価と改善

- ・ 「綱島小学校いじめ防止基本方針」を説明する（4月）
- ・ 1年間を振り返り、いじめへの対応状況を報告する（2月）

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	綱島小学校いじめ防止基本方針の確認、引き継ぎ いじめを見逃さない見守り体制づくり・情報共有の推進研修	地域訪問 学校運営協議会
5月	いじめ生活アンケート（記名式）、いじめ解決一斉キャンペーン 教育相談	学校説明会
6月	YPアセスメント実施①	
7月	横浜子ども会議①（中学校ブロックでの話し合い） いじめの定義理解を含むいじめ対応研修①	学家地連（子ども会議参観） 個人面談
8月	YPアセスメント支援検討会① 横浜子ども会議②（港北区少年サミット）	
9月	横浜プログラム実践月間①	
11月	いじめ生活アンケート（いじめ解決一斉キャンペーン） YPアセスメント実施② 教育相談②	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 YPアセスメント支援検討会②	個人面談
1月	横浜プログラム実践月間② いじめの定義理解を含むいじめ対応研修②	
2月	綱島小学校いじめ防止基本方針の改定	学校運営協議会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会(月例A・C、随時B)	

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2項）とされている。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについては、少なくとも年1回（必要に応じて随時）の点検を行い、組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて、いじめ防止対策委員会（A 各種委員会提案→ C 常設委員会協議）で見直しを検討し、措置を講じる。